

建設工事の入札参加者の皆様へ

桶 川 市

現場代理人に関する常駐規定の緩和について

桶川市では、桶川市建設工事請負契約約款に基づく現場代理人について、次のとおり常駐規定を緩和し、兼務を認めることとしましたのでお知らせします。

1 常駐を要しない期間（全ての工事を対象）

(1) 常駐を要しない期間

実質的に現場が稼働していない次の期間において、現場代理人は現場への常駐を要しないものとします。

- ア 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間
（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- イ 工事完成后、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ウ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(2) 常駐を要しない期間の明示

個々の工事における上記期間については、設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明示することにしております。

2 兼務を認める工事（一定の要件を満たす工事を対象）

(1) 兼務を認める工事

次のアからウの条件をすべて満たす工事については、1人の者が、合計で2件までの工事の現場代理人を兼務することができます。ただし、発注者が安全管理上の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務をすることができないので、ご注意ください。

- ア 国または地方公共団体が発注した工事であるもの
- イ 工事場所が桶川市内であるもの
- ウ 次のいずれかの条件を満たす工事であるもの
 - ・ 請負契約額が 4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円） 未満の建設工事
 - ・ 単価契約による建設工事

(2) 兼務する場合の手続き

発注者が桶川市の場合

現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書（様式1号）を添付して、各工事の発注者に現場代理人の兼務届（様式2号）を提出してください。

発注者が桶川市以外の場合

もう一方の工事が兼務可能であるものを確認できる書類（現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書等）を添付して、現場代理人の兼務届（様式2号）を提出してください。